

◆頼んでいない商品は受け取らない

今年も「健康食品」「毛布」「書籍」など、高齢者宅には頼んでいない商品が代金引換で送り付けられています。この時期になると「カニの送りつけ」に関する相談が入っています。

「介護利用者の女性宅（88歳）にカニの勧誘の電話が入り、代金引換郵便で購入してしまった。この方は一人では料理できないので毎日宅配弁当を取っている。届いたカニは冷蔵庫に入っているが返金できないか。」とのことでした。

この相談の場合、電話で勧誘を受けて契約しているので、クーリング・オフの書面が交付されていなければなりません。書面を受け取っていないようであれば、解約は可能です。頼んでいない商品が家に届いた場合は、受け取り拒否してください。また、電話で勧誘があった場合は、不要ならばはっきりと断るようにしましょう。



◆ガス会社の名をかたった詐欺にご注意

「ガス会社やガス会社から委託された者と偽って、点検・工事・電池交換等の代金請求や、ガス代の支払方法や通帳の記載内容を確認するなどの悪質な事件が多発しています。」という情報提供がありました。

《主な詐欺の手口（例）》

- ・「点検・工事・電池交換等の代金をください」「ガス代の支払い方法を教えてほしい」「通帳を見せてください」と言って確認を求める。
- ・「ガスコンロの取り換えに来ました」と言って家にあがりこむ。
- ・「ガスの点検」と称して、消費者が目を離した際に金品を持ち去る。
- ・「ガスメーターの定期取替」と称して費用を請求する（計量法によるガスメーターの定期取替は無償です）。

なお、「大阪ガスグループ事業者では原則として、制服・名札を着用し社員証を携帯しており、訪問時には目的を説明し、社名・氏名等の自己紹介をします。」とのことでした。

また、「検針結果のお知らせ」（検針票）でガス料金を集金することもなく、消費者からの要望がない限り、点検料等の名目で料金をいただくこともないとのことでした。

不審な訪問があれば、大阪ガスまたは大阪市消費者センターへご相談ください。

【大阪ガス株式会社お問い合わせフリーダイヤル】0120-0-94817

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

